

佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画

(平成23年2月16日議決)

1 広域計画の概要

(1) 経緯

国民皆保険制度を堅持して、将来にわたり持続可能なものとしていくため、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が平成18年6月に公布され、それまでの老人保健制度に代わり、平成20年4月から、75歳以上等を被保険者とする後期高齢者医療制度が施行されました。

この後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県を単位とした全市町村で組織する広域連合とされ、佐賀県においても、県内全市町が参加した佐賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が平成19年2月1日に発足しました。

制度の運営については、広域連合と広域連合を組織する佐賀県内のすべての市町（以下「関係市町」という。）が一体となって取り組み、かつ、保険料軽減などの特別対策も着実に実施することにより、制度の安定的な運営と定着に努めているところです。

(2) 広域計画の趣旨

佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、後期高齢者医療に係る総合的かつ計画的な施策を実施するため、広域連合及び関係市町が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について定めるものです。

(3) 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

- ① 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- ② 広域計画の期間及び改定に関すること。

2 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務

(1) 広域連合が行う事務に関すること。

- ① 被保険者の資格の管理に関する事務

関係市町から提供された資格に関する情報を被保険者台帳によって管理し、被保険者資格の認定（取得・喪失の確認、政令で定める程度の障害がある旨の認定）、被保険者証及び被保険者資格証明書の交付決定等を行います。

② 医療給付に関する事務

被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付（後期高齢者医療給付）の支給決定を行い、給付実績を一括管理するとともに、診療報酬明細書（レセプト）の点検及び保管を行います。

（後期高齢者医療給付の種類）

- ・療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給
- ・高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
- ・その他広域連合の条例で定めるところにより行う給付

③ 保険料の賦課に関する事務

関係市町が保有する所得情報等の提供を受けて、保険料率の決定、保険料の賦課決定や減免決定、徴収猶予決定等を行います。

保険料率は、広域連合の全区域にわたって均一であるとともに、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものとします。

④ 保健事業に関する事務

関係市町と協力して、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めます。

⑤ 上記に掲げる事務に付随する事務

(2) 関係市町が行う事務に関すること。

① 保険料の徴収に関する事務

- ・年金からの保険料の特別徴収
- ・保険料の納入通知書の被保険者への送付
- ・保険料の収納、督促状及び催告書の送付、滞納処分等

② 被保険者に対する窓口業務

- ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- ・被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
- ・被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
- ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し

- ・保険料に関する申請受付
- ③ 市町内を対象とする広報及び相談業務
 - ・制度に関する広報
 - ・被保険者等からの相談等への対応
- ④ 上記に掲げる事務に付随する事務

3 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成23年度から平成25年度までの3年間とし、その後、3年間を単位に見直しを行うこととします。ただし、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行うものとします。